

■ 添田町道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務 質問回答

質問No	質問項目	質問内容	回答
1	公募型プロポーザル実施要領 P2 4. 参加手続き等	編集用サーバ機能要件一覧への回答方法についてご教示ください。 ○標準機能、△代替案対応、×対応不可とのことですが、本業務内でカスタマイズにより対応する場合の記載はどうなりますか。	△代替案対応として記載し、備考欄に代替案を記入してください。
2	公募型プロポーザル実施要領 P3 8. (3) プレゼンテーション審査の実施	LGWAN回線の疎通テストについて、事前に実施することは可能でしょうか。	事前の疎通テストは可能です。参加資格審査の結果通知の際に詳細を通知します。
3	公募型プロポーザル実施要領 P3 8. (3) プレゼンテーション審査の実施	町のLGWAN端末を利用したデモンストレーションについて条件をご提示ください。 ・デモンストレーションを接続する端末数 回答例) 同時接続での応答評価ができるデモンストレーションとしてください。 ・搭載するデモデータの条件をご提示ください。回答例) 道路台帳図、航空写真、地番図とし、搭載するデータは添田町より大きなデモデータを使用すること。(面積132.20km ² 以上、道路延長213.85km以上、筆数****筆以上)	本町のLGWAN端末を利用したデモンストレーションの条件は以下のとおりです。 ・デモンストレーションを接続する端末数 9台 ・搭載するデモデータの条件 道路台帳、ハザードマップ、航空写真、地番図とし、添田町より大きなデモデータ(面積132.20km ² 以上、道路延長213.85km以上、筆数62,000筆以上)を使用すること ※その他の詳細な条件については、参加資格審査の結果通知の際に詳細を通知します。
4	特記仕様書 別紙2 P20 第9条(移動計測車両(MMS)計測)	対象路線に国道・県道が含まれていますが、町道のみとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。特記仕様書別紙2第9条、第10条(2)、第10条(3)の「町内の国道、県道、町道」を「町内の町道」に修正し、ホームページに再掲していますので、ご確認ください。
5	特記仕様書 別紙2 P20 第9条(移動計測車両(MMS)計測)	移動計測車両が通れない路線はどの程度ありますか。また、路線名称も把握していれば併せてご教示願います。	町道英彦山線やその他、町道の一部で通行不能区間がいくつかありますが、詳細については受注者と協議します。
6	特記仕様書 別紙2 P20 第10条(道路台帳電子化(地図情報レベル1,000)(3))	新規図化の対象は町道のみとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。特記仕様書別紙2第9条、第10条(2)、第10条(3)の「町内の国道、県道、町道」を「町内の町道」に修正し、ホームページに再掲していますので、ご確認ください。
7	特記仕様書 別紙2 P23 第12条(告示資料作成)	現時点で廃止予定路線、認定予定路線はありますか。ある場合は内訳をご教示ください。	廃止予定路線は現時点ではありません。認定予定路線はありますが、正式な手続きが済んでいないため、受注者と協議します。
8	特記仕様書 別紙2 P23 第16条(成果品)の三次元道路情報システム	・仕様書には「一式」での納品とありますが、導入ライセンス数をご教示ください。それとも各社提案という判断でよろしいでしょうか ・システムは職員PCに搭載するということでしょうか。	・三次元道路情報システムの導入ライセンスは25の予定です。 ・システムは道路整備課で利用する職員及び各課のLGWAN端末に搭載する予定です。
9	参加手続き書類について	「様式第2号 会社概要」の認証資格、「様式第3号 業務実績調書」及び「様式第4号 技術者調書」の同種業務実績はそれぞれを証明する書類(契約書、テクリス、認証資格の写し等)を提出するという認識でよろしいでしょうか。	参加表明事業者のホームページ等で確認できる資格や実績もありますが、実施要領5.参加資格審査と結果の通知のとおり、提出された書類をもとに参加資格審査を行いますので、「様式第2号 会社概要」の認証資格、「様式第3号 業務実績調書」及び「様式第4号 技術者調書」の同種業務実績はそれぞれを証明する書類(契約書、テクリス、認証資格の写し等)を提出してください。

■ 添田町道路台帳電子化及び公開型GIS等構築業務 質問回答

質問No	質問項目	質問内容	回答
10	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件 第14条(微地形表現図(赤色立体地図)作成)について	<p>特記仕様書記載の「微地形表現図(赤色立体地図)」は、赤色立体地図をアジア航測株式会社が保有する特許技術(特許5281518、特許5592855、特許5813422、特許6120687、特許6993644、特許6935511、特許6935512、特許6692984)を基盤とした作成手法です。従いまして、特記仕様書の通り本業務を遂行すると特許侵害に抵触する可能性があるかと認識しています。</p> <p>一方で、微地形表現図は、赤色立体地図と同等以上の判読性・成果となる作成手法が複数存在しており、各社独自の技術を保有している状況です。</p> <p>つきましては、本業務における微地形表現図の作成については、特定の特許技術を用いた赤色立体図に限定するものではなく、同等以上の成果が得られる別手法を使用しても宜しいでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。
11	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件 第9条(移動計測車両(MMS)計測)について	「受注者は、移動計測車両(MMS)計測を用いて取得された下記仕様のレーザ点群データ、カメラ画像データを調達準備し」とありますが、調達準備とは受注者が契約締結後に計測を開始するという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件 第9条(移動計測車両(MMS)計測)について	MMS計測データについて、「地理空間情報の活用推進における個人情報の取り扱いに関するガイドライン(測量成果等編)」(国土交通省)の改定を踏まえて、撮影画像に含まれている歩行者や自動車のナンバープレートに対し、マスキング処理を施し、個人情報に配慮したデータ加工が必須との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件 第9条(移動計測車両(MMS)計測)について	車両の走行が不可能な路線数と各延長をご教授下さい。	町道英彦山線やその他、町道の一部で通行不能区間がいくつかありますが、詳細については受注者と協議します。
14	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件 第9条(移動計測車両(MMS)計測)について	車両走行不能路線についてMMS計測は不要との認識で宜しいでしょうか。	詳細については受注者と協議します。
15	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件について	道路台帳整備業務委託について過去3か年の年度毎の更新延長をご教授下さい。	令和4年度150.0m 令和5年度186.0m 令和6年度128.0m
16	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件について	本業務では「公共測量の実施の承認」を取得するという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
17	特記仕様書 別紙3搭載対象データ一覧について	記載の電子データは、すべてGISデータ(Shape形式)でしょうか。もし異なる場合は、各データのデータ形式及び数量(施設数、図面枚数等)をご教授下さい。	特記仕様書3.1.3(1)データ調整に記載のとおり、搭載対象データについては、汎用的なファイルフォーマット(Shape、CSV形式等)で受注者に提供します。
18	特記仕様書 別紙2道路台帳電子化の要件について	次年度以降の道路台帳更新の契約形式は、現行通りの契約形式との認識で宜しいでしょうか。	次年度以降の道路台帳更新の契約形式については、受注者と協議します。
19	実施要領・3.参加資格・(14)	<p>参加資格に関する「指名停止」の適用範囲について質問します。本プロポーザルの実施要領に基づき、この要件が適用されるのは、参加表明時点という解釈で宜しいでしょうか。</p> <p>また、今回の調達案件と直接的な関連のない業務における停止措置については、参加資格を制限する要件には該当しないという解釈で宜しいでしょうか。</p>	実施要領3.参加資格(14)に記載のとおり、業務内容にかかわらず、指名停止を受けている場合は参加者の資格要件を満たしていないことになります。
20	別紙2・第14条	微地形表現図(赤色立体地図)作成について質問します。赤色立体地図とは特定の企業のサービスになります。微地形表現図と読み替えて宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	別紙2・第14条	微地形表現図(赤色立体地図)作成について質問します。貴町が業務に微地形表現図を活用できる成果を各社が提案し納品するという解釈で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。